

書換登録申請者と登録原簿との照合の結果、書換登録申請者が商標権者と相違する場合の取扱い

1. 書換登録申請者と登録原簿との照合の結果、書換登録申請者が商標権者と相違する場合には、商標法附則第6条第2号の規定に該当する旨、拒絶の理由を通知する。

2. 書換登録申請の際に移転登録申請書又は登録名義人の表示変更（更正）登録申請書を提出した旨の上申がある場合には、登録原簿照会の結果、書換登録申請者が商標権者と相違するときであっても、直ちに拒絶の理由は通知せず、相当の期間（移転登録等の要処理期間）を待つて再度登録原簿を照合し、次のように取り扱う。

（1）移転登録等がなされたにもかかわらず、書換登録申請者が商標権者と相違するとき、又は移転登録申請書等の却下により移転登録等がなされていないときは、上記1. の拒絶の理由を通知する。

（2）移転登録等により書換登録申請者が商標権者と一致していると認められるときは、上記1. の拒絶の理由は通知しない。

3. 書換登録申請の後に移転登録がなされた場合には、移転登録後の商標権者を書換登録申請者として当該書換登録申請の続行する旨の通知後、移転登録後の商標権者を書換登録申請者として審査を続行する（上記1. の拒絶の理由は通知しない。）。

4. 書換登録申請の後に分割移転登録又は分割登録がなされた場合には、分割移転登録又は分割登録前の商標権についてされた書換登録申請は、分割移転登録又は分割登録後の新たな商標権に対してもなおその効力を有するものであり、新たな商標権について書換登録申請がされているものとみなされることから、新たな商標権の商標権者を当該商標権の書換登録申請者として書換登録申請の続行する旨の通知後、新たな商標権の商標権者を当該商標権の書換登録申請者として審査を続行する（上記1. の拒絶の理由は通知しない。）。

5. 書換登録申請の後に登録名義人の表示変更（更正）登録がなされた場合には、書換登録申請者の住所（居所）又は氏名（名称）は表示変更（更正）登録後の表示に変更されたものとし、その後の続行する（上記1. の拒絶の理由は通知しない。）。

6. 上記1. から3. 及び5. は防護標章登録に基づく権利の書換登録申請に適用する。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「附則第2条、第3条、第4条、第6条、第11条、第12条及び第24条（書換）」の審査基準](#)